

狭山市ふれあい健康センターPFI(R0方式)事業
基本協定書
(案)

令和 年 月

狭山市

目 次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (甲及び事業者の義務)
- 第4条 (事業者の設立)
- 第5条 (事業者の株主)
- 第6条 (事業契約の締結)
- 第7条 (準備行為)
- 第8条 (業務の委託等)
- 第9条 (事業契約の不成立)
- 第10条 (違約金)
- 第11条 (秘密保持)
- 第12条 (権利義務の譲渡等)
- 第13条 (本協定の変更)
- 第14条 (本協定の有効期間)
- 第15条 (協議)
- 第16条 (準拠法)
- 第17条 (管轄裁判所)

狭山市ふれあい健康センターPFI（R0方式）事業 基本協定書

狭山市（以下「甲」という。）と、 を代表企業とする （グループ名称）（構成企業 、 及び ）（以下「乙」という。）は、狭山市ふれあい健康センターPFI（R0方式）事業（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり同意し、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）及び関係法令等の定めるところに従い、本事業について、乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、乙が第4条第1項の規定に基づき設立する事業者をして、甲との間で本事業に関する事業契約を締結せしめること、甲及び乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。なお、本協定中、次の各号に掲げる用語以外の用語の定義は、狭山市ふれあい健康センターPFI（R0方式）事業募集要項等によるものとする。

- (1) 「構成企業」とは、直接、本事業に係る業務を受託又は請け負うことを予定しており、かつ事業者に出資することを予定している者をいう。
- (2) 「協力企業」とは、事業者から業務を請け負い、又は受託することを予定しているが、事業者に出資を行わない予定である者をいう。
- (3) 「代表企業」とは、本事業の構成企業であり、かつ優先交渉権者を代表する企業である をいう。
- (4) 「事業期間」とは、事業契約成立日から令和25年（2043年）3月31日までの期間をいう。
- (5) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、甲と事業者との間で締結される事業契約をいう。
- (6) 「事業者」とは、本事業及びこれに付随し、又は関連する業務を遂行することを目的として、本事業の構成企業によって設立される特別目的会社をいう。
- (7) 「事業者提案」とは、優先交渉権者又は事業者が本事業の事業者選定手続において甲に提出した提案書類、甲からの質問に対する回答及び事業契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。ただし、甲が履行義務を課さない部分又は履行を認めない部分を除く。
- (8) 「選定委員会」とは、狭山市ふれあい健康センターPFI事業者選定委員会をいう。
- (9) 「提示条件」とは、募集要項、要求水準書その他の事業者選定手続において甲が提示した一切の条件をいう。
- (10) 「募集要項等」とは、本事業に係る募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）及び事業者公募開始後に当該資料に関して受け付けられた質問に対する甲の回答（その後の修正を含む。）の総称をいう。
- (11) 「要求水準書」とは、本事業の業務範囲の実施について、甲が事業者に要求する業務水準を示す狭山市ふれあい健康センターPFI（R0方式）事業要求水準書をいう。

(12) 「優先交渉権者」とは、本事業の事業者選定手続により、最優秀提案者と決定された、代表企業である []、及びその他の構成企業である []、 []、並びに協力企業である []、 [] により構成される企業グループをいう。

(甲及び事業者の義務)

第3条 甲及び事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応し、狭山市議会において本件議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 事業者は、提示条件を遵守のうえ、甲に対し事業者提案を作成し提出したものであることを確認する。また、事業者は、事業契約締結のための協議にあたって、選定委員会及び甲の要望事項を尊重する。

3 甲及び事業者は本事業の遂行のため相互に協力しなければならない。

(事業者の設立)

第4条 構成企業は、事業契約の仮契約締結予定日（令和8年（2026年）7月）までに、募集要項等、事業者提案及び次の各号の定めに従い、本事業及びこれに付随し、又は関連する業務を遂行することを目的とする特別目的会社を適法に設立し、設立登記の完了後速やかに、設立時取締役及び設立時監査役を、事業者から甲に通知させるものとする。

その後、取締役又は監査役の改選（再任を含む。）がなされた場合も同様とする。

なお、構成企業は、事業者の設立登記の完了後速やかに、事業者の商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）及び定款の原本証明付写しを事業者から甲に提出させるものとする。その後、登記事項又は定款が変更された場合も同様とする。

(1) 事業者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とし、その本店所在地は狭山市内に設けるものとする。

(2) 事業者の資本金は、事業者提案に示された金額 [] 円以上とする。

(3) 事業者を設立する発起人には、事業者提案に示された構成企業（ []、 []、 []、 [] ）以外の第三者を含めてはならない。

(4) 事業者の定款の目的には、本事業及びこれに付随し、又は関連のある事業のみを記載する。

(5) 事業者は、会社法第107条第2項第1号イに定める事項について定款に定めることにより、事業者の全部の株式を譲渡制限株式とする。新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、その発行する全ての新株予約権を同法第243条第2項第2号に定める譲渡制限新株予約権とする。ただし、同法第107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項但書に定める事項については、定款に定めてはならない。

(6) 事業者における事業年度は、毎年4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする1年間とする。ただし、最初の事業年度の始期は事業者の設立日とする。

(7) 事業者は、会社法第326条第2項に基づき、定款の定めによって取締役会及び監査役を設置しなければならない。

2 事業者は、設立後速やかに、「別紙4の様式の確認書」を甲に提出するとともに、選任された取締役及び監査役の氏名、選定された代表取締役の氏名並びに会計監査人を選任した場合は当該会計監査人の氏名又は名称を甲に通知する。事業期間内に取締役、監査役、代表取締役又は会計監査人の変更がなされた場合も同様とする。

- 3 代表企業及びその他の構成企業は、第1項各号の規定に反することとなるような事業者の定款変更を行わせてはならず、また、事業者に合併、株式交換、株式移転、会社分割又は事業譲渡その他会社の組織の変更を行わせてはならない。

(事業者の株主)

第5条 代表企業及びその他の構成企業は、第4条第1項の規定に基づき事業者を設立するにあたり、別紙1に代表企業及びその他の構成企業の出資分として記載されている株数及び金額の出資を行う。

- 2 代表企業及びその他の構成企業は、次の各号の事項を誓約し、かつ事業契約の仮契約の締結時並びにその後の株主又は資本金の変更時において、その時々事業者の各株主をして、次の各号の事項を誓約させるとともに、その後の株主又は資本金の変更後直ちに、別紙2に示す誓約書を提出させなければならない。

(1) 事業者の株主構成に関し、事業期間が終了するまでの間、代表企業及びその他の構成企業の議決権保有割合の合計が(新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合は希薄化前及び希薄化後の双方において)100%となっており、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中単独で最大となることを維持すること。

(2) 事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を新規発行しようとする場合には、各株主は、これらの発行を承認する株主総会において、前号に定める議決権保有割合を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。

(3) 事業者の各株主は、事業期間中、その保有する事業者の議決権株式を継続して保有するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、議決権株式並びに議決権株式を対象とする新株予約権及び新株予約権付社債(以下「議決権株式等」という。)について譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併・会社分割等による包括承継を含む。)を行ってはならない。

(4) 事業者の各株主は、甲の事前の書面による承諾を得て、その所有に係る事業者の議決権株式等に関する権利義務を譲渡しようとする場合には、当該譲受人に別紙2に示す誓約書と同様の内容の誓約書を事前に甲に提出させること。

(5) 事業者の各株主は、事業者が募集要項等及び提案書類に従って本事業を遂行していない場合、事業契約に規定される解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、甲の要求に従って、甲と事業者との協議に参加し、事業者に関する情報を甲に提供すること。

- 3 事業者の各株主は、前項各号の誓約事項の内容を担保するため、株主間契約を締結し、その内容を証するため、締結後速やかに、当該株主間契約の原本証明付写しを甲に提出しなければならない。事業者の株主に変更が生じた場合には、事業者の各株主は、当該新株主を株主間契約の当事者に含める旨の変更を行い、変更後速やかに、変更後の株主間契約の原本証明付写しを甲に提出しなければならない。

- 4 事業者の各株主が第2項第4号の規定に従って事業者の議決権株式等を第三者に譲渡する場合には、予め当該第三者をして、本協定に基づく譲渡人の権利義務を承継させなければならない。

(事業契約の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定に従い、事業契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、速やかに事業契約が締結されるよう最大限の努力をする。

- 2 乙は、事業契約の締結に関する甲との協議にあたっては、甲の要望を尊重する。
- 3 甲及び乙は、事業契約の締結に当たり募集要項等及び提案書類についてその内容を確定することが困難な事項がある場合は、募集要項等において示された本事業の目的、理念に照らしてその内容を明確化することとし、甲から請求があった場合には、乙は速やかに提案書類の詳細を明確にするために必要又は相当として甲が合理的に要求する資料(提案金額の内訳書を含む。)その他の書面及び情報を提出する。
- 4 甲及び事業者は、令和8年(2026年)7月を目途として事業契約の仮契約を締結する。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、次の各号のいずれかの事由が本事業の優先交渉権者決定手続に関して生じたとき、乙が募集要項等に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は乙が募集要項等に定める参加資格要件を欠くに至ったとき(ただし、これに対応する手当てを行い、甲の承諾を得た場合を除く。)は、甲は事業契約の仮契約又は本契約を締結しない。
 - (1) 本協定又は事業契約に関し、乙のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本協定又は事業契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の優先交渉権者決定手続が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に行われたものであり、かつ、本事業が、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 本協定又は事業契約に関し、乙のいずれか(その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条若しくは独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 6 乙は、乙が募集要項等に基づいて甲に提出した事業者提案等の内容につき、虚偽の記載がないことを表明及び保証する。甲は、乙が提出した事業者提案等に虚偽の記載があったと認められるときは、事業契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる。
- 7 甲及び乙は、事業契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(準備行為)

第7条 乙は、事業契約の締結前であっても、自らの費用と責任において募集要項等及び提案書類を

遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

- 2 乙は、事業者の設立後速やかに、前項に規定する乙が行った準備行為を事業者を引き継ぐものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する準備行為において、提案書類において募集要項等を満たさないおそれのある部分があることが判明した場合は、事業契約の締結の前後を問わず事業者の責めに帰すべき事由に基づく変更として、当該部分について募集要項等を充足するために必要な設計変更その他の措置を講じるものとする。
- 4 乙は、前項の設計変更その他の措置について本事業の遂行に影響が生じないように対応しなければならない。

(業務の委託等)

- 第8条 乙は、事業者をして、別紙3に記載された本事業に関する各業務について、別紙3記載の者(以下「受託者等」という。)にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとし、別紙3記載の期限を目処に、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめ、契約締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出させる。
- 2 乙は、前項の委託又は請負に係る契約の内容が募集要項等及び提案書類に従ったものとなるように、受託者等をして誠実に業務を遂行させなければならない。

(事業契約の不成立)

- 第9条 甲及び乙いずれの責めにも帰すべからざる事由により、事業契約の本契約の締結に至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲乙間に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(違約金)

- 第10条 前条の規定にかかわらず、本事業の優先交渉権者の決定手続に関し、第6条第5項各号のいずれかの事由が生じたことにより、甲と事業者が事業契約の仮契約又は本契約の締結に至らなかった場合は、乙は連帯して、提案書類に記載された本事業に係るサービス購入料の合計額の100分の10に相当する金額を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 事業契約の締結後において、本事業の優先交渉権者の決定手続に関し、第6条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合、甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙は連帯して、提案書類に記載された本事業に係るサービス購入料の合計額の100分の10に相当する金額(事業契約の規定に基づき甲が事業者から違約金の支払いを受けている場合は、当該受領済みの金額を控除する。)を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、本事業の優先交渉権者の決定手続に関し、第6条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことに関して甲が被った損害のうち、当該違約金(第2項については事業者が支払った違約金を含む。)を超過する部分について、甲は乙に損害賠償を請求することができる。

(秘密保持)

第11条 本協定の各当事者は、本事業又は本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を第三者(事業者を除く。)に開示又は漏洩してはならず、本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (6) 甲が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報

2 本協定の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

3 前項の場合において、本協定の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、第5条第4項に基づき行われる場合又は甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し又は承継させ、若しくは担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本協定の変更)

第13条 本協定は、甲及び乙全員の書面での合意がなければ変更することができない。

(本協定の有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業期間の末日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条から第12条まで、本条本項及び第15条から第17条までの規定の効力は、本協定の有効期間終了後も存続する。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法)

第16条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第17条 本協定に関する紛争(調停を含む。)については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

本協定の締結を証するため、本書●通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲)

埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市
狭山市長 小谷野 剛 印

(乙)

代表企業
(所在地)
(商号又は名称)
(代表者名) 印

構成企業
(所在地)
(商号又は名称)
(代表者名) 印

構成企業
(所在地)
(商号又は名称)
(代表者名) 印

構成企業
(所在地)
(商号又は名称)
(代表者名) 印

別紙1 出資予定表

株主名	区分	引受株式数	出資引受額
	代表企業	普通株式 株	円
	構成企業	普通株式 株	円
	構成企業	普通株式 株	円
	構成企業	普通株式 株	円
	合 計	普通株式 株	円

令和●年●月●日

狭山市長 殿

株 主 誓 約 書

（代表企業名）、（構成企業名）及び（構成企業名）（以下「当社ら」という。）は、（SPC名称）（以下「事業者」という。）の株主として、狭山市（以下「市」という。）と当社らのとの間で締結された令和8年4月●日付狭山市ふれあい健康センターPFI（R0）事業基本協定書（以下「本協定」という。）第5条第2項に基づき、本日付をもって、市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本株主誓約書において用いられる用語の定義は、本協定に定めるとおりとします。

記

1. 事業者が、令和●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は●株であり、うち●●株を●●が、●●株を●●が、●●株を●●が、及び●●株を●●が、それぞれ保有していること。
3. 事業者の本日現在における株主構成は、代表企業及びその他の構成企業である●●、●●及び●●の議決権保有割合の合計が（新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合は希薄化前及び希薄化後のいずれについても）100%となっており、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中単独で最大となっていること。
4. 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を新規発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項に定める議決権保有割合を維持することが可能か否かを考慮した上で、その保有する議決権を行使すること。
5. 当社らは、事業期間中、その保有する事業者の議決権株式を継続して保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、議決権株式並びに議決権株式を対象とする新株予約権及び新株予約権付社債（以下「議決権株式等」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。以下「譲渡等」という。）を行わないこと。
6. 当社らは、市の事前の書面による承諾を得て、その所有に係る事業者の議決権株式等に関する権利義務を譲渡等しようとする場合には、当該譲受人に本誓約書と同様の内容の誓約書を事前に市に提出させること。

7. 当社は、事業者が募集要項等及び提案書類に従って本事業を遂行していない場合、事業契約に規定される解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、市の要求に従って、市と事業者との協議に参加し、事業者に関する情報を市に提供すること。

以 上

代表企業
(所在地)
(商号又は名称)
(代表者名) 印

構成企業
(所在地)
(商号又は名称)
(代表者名) 印

構成企業
(所在地)
(商号又は名称)
(代表者名) 印

構成企業
(所在地)
(商号又は名称)
(代表者名) 印

別紙3 業務委託・請負企業一覧・契約締結期限

業務名	受託・請負企業名	契約締結期限

別紙4 事業者の確認書

確 認 書

[事業者名] は、狭山市ふれあい健康センターPFI（R0方式）事業に関し、狭山市と優先交渉権者の代表企業、その他の構成企業との間で令和8年4月●日付で締結された狭山市ふれあい健康センターPFI（R0方式）事業基本協定書(以下「基本協定書」という。)の趣旨及び内容を了解したことを確認し、基本協定書の各条項を遵守することを誓約いたします。なお、特に明示の無い限り、本確認書において用いられる用語の定義は、基本協定書に定めるとおりとします。

令和 年 月 日

(事業者)

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者名)

印